

千葉市地域生活支援給付事業者の登録について

1 基本的な考え方

千葉市が実施する地域生活支援給付事業を行うためには、千葉市において地域生活支援給付事業者の登録を行う必要がある。なお、障害者自立支援法10月施行にともなう各申請・届出事項をまとめたものが下表である。

No	項目	対象事業	申請・届出先
1	千葉市地域生活支援給付事業 事業者登録	移動支援・訪問入浴サービス・日中一時支援 生活サポート・経過的デイサービス	千葉市 (所在地の市町村)
2	指定障害福祉サービス 事業者指定 (法第36条)	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・ 児童デイサービス・短期入所・共同生活援助・共同生活介護・ 施設系サービス等	千葉県
3	基準該当 障害福祉サービス 事業者登録 (千葉市要綱)	居宅介護・児童デイサービス等	千葉市 (所在地の市町村)
4	障害福祉サービス事業等 事業開始届 (法第79条)	障害福祉サービス事業・相談支援事業・移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業	千葉市 (所在地が千葉市・ 船橋市以外は千葉県)

2 事業者登録申請について

(1) 新規申請について

申請の受付

毎月1日から31日まで(ただし、土・日・祝日を除く)

申請及び相談については、必ず事前に電話で予約すること

受付時間

午前10時から午後4時まで

受付場所

千葉県障害者自立支援課(千葉市役所本庁舎1階)

登録日

申請受付日の翌々月1日

登録基準を満たすものに限る。実質的な審査は受付の後、行う。

登録の有効期間

3年間とする

(2) 経過措置対象事業者の申請について

概要

経過措置（経過措置については「3 事業者登録に係る経過措置について」を参照）を受けた事業者については、平成19年3月31日までは継続してサービスを提供することができるが、平成19年4月1日以降も引続きサービス提供を行うには、経過措置登録の有効期間内に更新の申請を行う必要がある。

申請の受付

「千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票」を取りまとめた後、**千葉市障害者自立支援課で受付日時を指定**する。指定した日時や申請様式等を障害者自立支援課ホームページに掲載するので、随時確認すること。

～千葉市障害者自立支援課ホームページアドレス～
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/>

受付時間

午前10時から午後4時まで

受付場所

千葉市障害者自立支援課（千葉市役所本庁舎1階）

登録日

申請受付日の翌々月1日

登録基準を満たすものに限る。実質的な審査は受付の後、行う。

登録の有効期間

2年6か月から3年6か月の間で千葉市が定める。

留意事項

の申請受付については、定款変更等の準備期間を考慮し、会社組織（株式会社・有限会社等）、基準該当事業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人の順に受け付ける予定。

〔登録日等 早見表〕

申請対象事業者	登録申請受付	登録日	登録期間
経過措置・新規	平成18年10月2日～31日	平成18年12月1日	2年6か月～3年6か月(新規は3年)
経過措置・新規	平成18年11月1日～30日	平成19年1月1日	2年6か月～3年6か月(新規は3年)
経過措置・新規	平成18年12月1日～28日	平成19年2月1日	2年6か月～3年6か月(新規は3年)
経過措置・新規	平成19年1月4日～31日	平成19年3月1日	2年6か月～3年6か月(新規は3年)
経過措置・新規	平成19年2月1日～28日	平成19年4月1日	2年6か月～3年6か月(新規は3年)
新規のみ	平成19年3月1日～30日	平成19年5月1日	新規3年

：

3 事業者登録に係る経過措置について

(1) 概要

平成18年9月30日現在で以下の「地域生活支援給付事業」に移行する「現行事業」を行っている事業者（千葉市外事業者も含む）については、**平成18年10月16日(月)までに「千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票」等を提出**することで、平成18年10月1日から平成19年3月31日まで継続して事業を行うことができることとする。

現行事業	地域生活支援給付事業
外出介護	移動支援
介護保険指定訪問入浴サービス事業者	訪問入浴サービス
短期入所(日中預かり)	日中一時支援
居宅介護	生活サポート
障害者デイサービス	経過的デイサービス

(2) 提出書類

千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票

平成18年9月30日までの当該現行事業指定通知書又は基準該当登録通知書（写し）

平成18年10月1日からの事業者指定通知書（写し）

(3) 提出方法

千葉市障害者自立支援課自立推進係宛て郵送（又は持参）する。

〔提出先〕

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 自立推進係

TEL：043-245-5228

(4) 事業所番号について

平成18年10月1日より、障害福祉サービスの指定事業所番号(及び基準該当事業所番号)が現行の14桁から10桁に刷新される。千葉市地域生活支援給付事業者についても同様に10桁の事業所番号を使用することになるが、千葉県の指定事業所番号との関係もあることから、経過措置登録通知書の 発送は10月下旬を予定している。

(5) 留意事項

本経過措置については、「千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票」を10月16日までに提出した事業所だけに適用されるものであり、**提出を怠った場合は適用されず、新規の登録を行うまではサービス提供ができない**ので、注意すること。なお、千葉市から届出を行うよう指示する等の**連絡は行わない**。

ただし、所在地の都道府県から10月からの事業所番号(10桁)の通知文が届かない等、特別な事情がある場合は、この限りでない。その場合は、千葉市障害者自立支援課自立推進係に連絡をお願いしたい。

4 定款変更について

(1) 地域生活支援事業開始に係る定款記載事項の記載例

社会福祉法人

第二種社会福祉事業

- ・ 地域活動支援センター（センター名称）
 - ・ 相談支援事業
 - ・ 移動支援事業
- } 根拠
社会福祉法第2条第3項第4号の2
平成18年10月1日施行分

公益事業

- ・ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業（第二種社会福祉事業を除く）

第二種社会福祉事業に該当しない地域生活支援事業については、公益事業に位置付けられるものと思われるが、定款上、どのように記載するべきかについて、国からの例示がない。必ず法人所轄庁の指導に従い、判断すること。

特定非営利活動法人、株式会社、有限会社、その他の法人

- ・ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 事業を特定せず
 - ・ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
(地域活動支援センター、相談支援、移動支援...)
- } 等

根拠法と事業名を明らかにすること。なお、サービスの種類も記載することが望ましいが、事業の拡大等を予定している場合は、サービスの種類の記載を省略することができるものと思われる。

(2) 留意事項

定款の変更には時間がかかるので、余裕をもって準備すること。特に特定非営利活動法人の定款変更には千葉県NPO活動推進課の認可等が必要であり、変更まで期間3ヶ月程度を要すると聞いているので、早期の準備をお願いしたい。

5 障害者自立支援法第79条第2項の規定に基づく事業開始の届出について

(1) 概要

障害者自立支援法第79条第2項の規定により、国及び都道府県以外の者が次に示す事業を開始するときは、あらかじめ都道府県知事（政令指定都市においては市長）に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならないこととされている。（P1「1 基本的な考え方」参照）

障害福祉サービス事業

移動支援事業

相談支援事業

地域活動支援センターを運営する事業

福祉ホームを運営する事業

(2) 届出対象

本市に所在地を置く事業所で、10月1日から下記の事業を開始する者

障害福祉サービス事業

移動支援事業

本市以外の市町村が実施する地域生活支援事業のみを実施する事業所であっても、所在地が本市におかれている場合は、千葉市長への届出が必要となる。

市外事業者については、所在地の市町村から開始届の提出依頼がなされる見込である。

(3) 提出書類

障害福祉サービス事業等開始（変更）届出書

申請者の定款、寄付行為等 根拠法と事業名を明らかにすること。

事業計画書（様式任意）

収支予算書（様式任意）

(4) 提出方法

千葉市障害者自立支援課自立推進係宛て郵送（又は持参）する。

〔提出先〕

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 自立推進係

TEL：043-245-5228

(5) 提出期限

平成18年10月16日（月）とする。

6 様式及び記載例について

(1) 千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票（記載例）

(2) 障害福祉サービス事業等開始（変更）届出書（記載例）

(3) 千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録届出票

(4) 障害福祉サービス事業等開始（変更）届出書

(5) 障害福祉サービス事業等廃止（休止）届出書